

特定用途制限地域の制限内容について

法：建築基準法

政令：建築基準法施行令

	インターチェンジ周辺地区 (都IC周辺・高江IC周辺・水引IC周辺)	集落環境保全地区 (都IC周辺・高江IC周辺)
制限内容	<ol style="list-style-type: none">1.法別表第2（に）項第4号及び第5号に掲げるもの2.法別表第2（ほ）項第2号及び第3号に掲げるもの3.法別表第2（と）項第4号に掲げるもの4.法別表第2（り）項第2号及び第3号に掲げるもの5.法別表第2（ぬ）項第3号に掲げるもの6.法別表第2（る）項第1号に掲げるもの7.政令第130条の9第1項の表中準住居地域の欄に定める数量を超えない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの8.事務所でその用途に供する床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの	<ol style="list-style-type: none">1.法別表第2（に）項第1号から第5号までに掲げるもの2.政令第130条の5の5第1号及び第3号に掲げる附属自動車車庫3.政令第130条の9第1項の表中準住居地域の欄に定める数量を超えない危険物の貯蔵又は処理に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの4.店舗、飲食店及び事務所で、その用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートルを超えるもの又は3階以上の部分をその用途に供するもの